

分別解体等に係る施工方法に関する基準

■主務省令において、特定建設資材をその種類毎に分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準を定めている。
(内容は一般的な分別解体工事の手順に準拠したもの)

1. 対象建築物等に関する調査の実施

・対象となる建築物等及びその周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品 (家具や家電製品等、発注者の責任において処理されるべきもの等)の有無、付着物 (吹付け石綿その他の特定建設資材に付着したもの)の有無等

2. 分別解体等計画の作成

・工事種類、調査結果、事前措置内容、工程順序、作業内容、特定建設資材 廃棄物の発生見込み量等

3. 分別解体等適正実施確保のための事前措置の実施

・作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認、付着物の除去等

4. 計画に基づく解体工事の施工

【作業手順】※建築物の構造上その他施工技術上これにより難しい場合はこの限りではない

■建築物

- ①建築設備、内装材その他の建築物の部分(屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く)の取り外し
- ②屋根ふき材の取り外し
- ③外装材及び構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

■建築物以外のもの(工作物)

- ①さく、照明設備、標識その他の工作物に附属するものの取り外し
- ②工作物のうち基礎及び基礎ぐい以外の部分の取り壊し
- ③基礎及び基礎ぐいの取り壊し

13

分別解体における施工事例(1/4)

(1)延床面積80㎡程度の木造建築物

■延床面積80㎡程度の木造建築物の解体工事においては、建設リサイクル法の基準(主務省令)に沿った手順での施工が一般的であるが、作業スペース等に制約がある場合がある。

施行規則で作業方法が規定されているもの

- 手作業(施工の技術上困難な場合を除く)
- 手作業もしくは手作業及び機械による作業



遠景

内装材の取り外し後
(建築設備等も取り外す)屋根葺き材の取り外し後
(防水シート等も取り外す)

上家の解体(外装材、梁、柱等の取り壊し)

※重機スペースが無い場合、手作業による分別解体

基礎の取り壊し
(基礎杭がある場合も取り壊し)

全景(施工後)

14

分別解体における施工事例(2/4)

(2)延床面積120㎡程度の木造建築物

■中規模木造建築物の解体工事においては、建設リサイクル法の基準(主務省令)に沿った手順での施工が一般的である。

施行規則で作業方法が規定されているもの

- 手作業(施工の技術上困難な場合を除く)
- 手作業もしくは手作業及び機械による作業



全景(施工前)



内装材(写真は石綿非含有建材)の取り外し
(建築設備等も取り外す)



屋根葺き材の取り外し
(防水シート等も取り外す)



上家の解体(外壁、梁、柱等の取り壊し)
(石綿含有建材の場合は手作業)



建設混合廃棄物



建設発生木材

分別して搬出



基礎の取り壊し
(基礎杭がある場合も取り壊し)



全景(施工後)

15

分別解体における施工事例(3/4)

(3)3~4階建ての非木造建築物

■非木造建築物の場合、屋根、外壁、構造体の取り壊し等は機械施工が中心となる。

施行規則で作業方法が規定されているもの

- 手作業(施工の技術上困難な場合を除く)
- 手作業もしくは手作業及び機械による作業



全景(施工前)



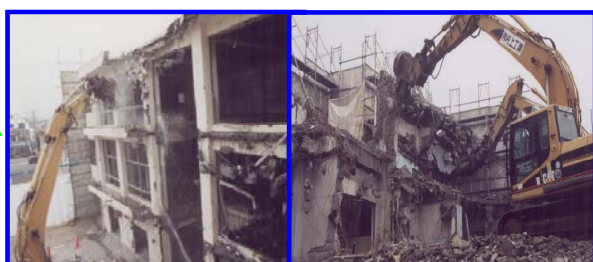
内装材の取り外し
※写真は石綿非含有建材



建築設備の取り外し



建設発生木材の分別・収集



躯体の解体
(屋根、外壁、構造体を同時に取り壊し)



基礎及び基礎杭の取り壊し



全景(施工後)

16